

日本共産党を代表されました土屋議員のご質問
にお答えします。

はじめに、靖国神社参拝問題についてであります。

一昨日の日韓首脳会談でも靖国神社参拝問題などの歴史問題が話題の中心になったとの報道がありました。が、近隣諸国との外交上の緊張関係が近年になく、高まっている事を深く憂慮しております。

我が国が憲法の平和の精神を基底にして近隣各国との友好関係を深められるよう、適切な判断がされることを期待しております。

次に、歴史教科書採択問題についてであります。教科書は、教科書用図書検定基準に基づき、国の検定調査審議会を経て、検定されており、その採択については、本市教育委員会が基本方針を定め、その権限と責任において、適正かつ公正に行っているところです。

次に、指定管理者制度についてであります。
指定管理者制度の導入の目的は、市民サービスの向上と経費の節減等を図る事ではありますが、公の施設の管理運営においては、単に経費面だけでなく、公共性、公益性を確保し、市民福祉を増進するという本来の設置目的を果たしていく事が重要であると考えており、現在、個々の施設について検討しているところであります。

原稿、管理委託を行っている施設を中心に、導入を考えておりますが、管理主体については、庁内に選定委員会を設け、選定する事としており、施設の設置目的を効果的かつ安定的に達成でき、市民サービスの向上につながるよう取り組んで参ります。

次に、障害者施策についてであります。

「障害者自立支援法（案）」では、身体・知的・精神の3障害について、

- ・ 共通の制度の下で一元的なサービス提供を行う事
- ・ 障害者が働くことのできる社会の実現
- ・ 身近なところでサービスが利用できる仕組みの構築

などが、示されているところであります。

併せて、サービス利用の増大が予測される中で、制度の持続可能性の確保の観点からも財源確保は喫緊の課題であり、利用量等に応じた公平な負担の考え方が盛り込まれているところであります。

利用者負担につきましても、低所得者に配慮した上限額の設定など、現在検討されているところであります。

今後、国の動向を見極める中で、対応について検討してまいります。

次に国保行政についてであります。

まず、今年度の税率改正により、保険税が増額、又は、減額となる世帯数等についてのお尋ねであります。世帯あたりの人数、所得は多岐にわたっていることから、それぞれについて、お示しする事は困難であります。

次に、基礎課税額を世帯あたり一律、一万円の引き下げについては、国保会計の健全な財政運営を図る観点から困難であります。

次に、資格証明書の交付につきましては、被保険者間の納税に対する公平性を確保するため、今後とも、厳正に対応してまいります。

次に、乳幼児医療費助成制度についてであります。

一部負担金につきましては、子育て支援策の一環として、助成対象年齢の拡大を図る中で、将来にわたり、制度の安定的な運営を図るため、無理のない範囲で導入したものであります。

国の負担制度の創設につきましては、市長会を通じ、要望しているところです。

なお、一部負担金を独自に助成する場合には、本年度当初予算ベースで、約 2 億 7 千万円が必要と見込まれます。

次に衛生行政についてであります。

ばいじん・ばい煙の主要な発生源についてですが、一定規模以上のばい煙発生施設等を設置している事業者は、市に届出を行う事となっており、その工場等に対し、計画的に立入を実施し、規制基準の遵守を指導しております。

次に、JFE スチールとの公害防止協定についてありますが、協定には、公害関係法令の遵守を規定しており、変更する考えはありません。

また、黒煙等が発生しているような場合は、これまでも速やかに改善指導等適切な対応をしております。

次に、環境測定に当たって、数点のお尋ねですが、市内の大気汚染の状況を把握するため、地理的状况や発生源の立地状況などを勘案し、市内各所に適切に配置しているところであり、測定地点等を増やす事は困難であります。

ダストジャー法の測定結果については、すでに公表しているところであり、詳細なデータについては可能な限り対応して参ります。

歓楽街浄化問題についてであります。

松浜町一丁目を始めとする、生活安全モデル地域については、警察の取り締まりや立入調査等関係機関の取り組み及び地域住民のパトロール活動などの成果もあって状況は改善されてきていると考えております。

違法駐車を取り締まりその他警察への要望についてにつきましては、それぞれ所管する事項について今後とも連携を図ってまいります。

また、街路灯その他の道路施設など住環境の整備についても、地元及び関係機関と協議しながら取り組む事としております。

次に、保育行政についてであります。

保育所の再整備は、児童数の減少や施設の老朽化など、保育所が抱える様々な課題を解決し、保育内容の維持向上や、子育て支援を中心とした新たなニーズに応えるため、今後10年間を目途に、取り組むものであります。

国に対しましては、地方に新たな負担が生じないように、所要額の税源移譲など、市長会を通じて要望しているところであります。

また、節減される経費についてであります。現在、計画の具体を検討中であり、三位一体改革に伴う更なる国の制度変更も予測されるため、具体的な数値をお示しすることは困難であります。

なお、実施に当たりましては、保護者等へ適時適切な説明を行い、円滑に計画が推進できるよう、努めてまいる考えであります。

教育行政について、お答えいたします。

初めに、就学援助制度についてであります。

本年度より、準要保護児童生徒援助費に係る、国庫補助金が廃止され、一般財源化されたところ
です。

「三位一体の改革」に係る税源移譲につきましては、引き続き、強く要望して参ります。

本市教育委員会といたしましては、支給規則に
則って事業を継続しております。

なお、全国都市教育長協議会において、就学援
助制度の充実を期する事を決議しているところ
です。

次に、子ども達の安全を守る取り組みについてであります。

緊急通報システムにつきましては、小学校全ての10月一日の本稼動に向け、取り組んでいるところであり、稼動に合わせて、各校の危機管理マニュアルの見直しを図り、計画的に実施している訓練に生かし、緊急時の対応に結びつくよう、安全対策の充実に努めてまいります。

また、門扉・フェンスについては、施設の実態と必要性を勘案する中、年次的に整備に努めているところです。

登下校時等における安全確保については、これまでも、学校が地域の関係団体や警察等と連携を図り、学校における子どもの安全確保の取り組みに対する理解や協力をいただき、多くの大人の目で子どもを見守る体制の確立に努めてきたところです。

今年度から、全市的に人材を登録し、地域における子育てのネットワークを強化する「スクールサポートボランティア事業」を実施しているところですが、引き続き、地域、保護者、学校が一体となった、子どもの安全確保の充実に努めてまいります。

なお、加配教員の措置、少人数学級につきましては、今後も県教委と連携して参ります。

次に、東桜町再開発事業についてであります。
福山駅前開発株式会社の資本金は、設立時に1億2千万円で、現在も変わっておりません。

今後、八億円まで増資を行う予定と伺っております。

また、現在地権者でない者が再開発会社の株を取得した場合には、株主として再開発事業に参加する事ができますが、再開発会社の株主の過半数が地権者である必要があります。

床需要については、大型店舗をはじめとした各テナントから引き合いがあり、事業認可後に具体的な交渉をおこなう予定と伺っております。

東桜町再開発事業は、繊維ビルが老朽化して建て替え時期を迎えている事、また、駅前地区の一角に位置し、土地の合理的な活用と高度利用を図る必要から、都市計画で市街地再開発事業を決定し、地区の再生を図ろうとするものであります。

本市としては、中心市街地の活性化を図るため早期に事業が実現できるよう、今後とも支援して参ります。

次に、バス交通についてであります。

本市の公共交通におけるバス交通は、市内を移動するための基幹的な機能を担っております。

このことから、バス交通が地域における大切な社会基盤との考えに基づき、各地域の特性に配慮しつつ、市民が利用しやすい路線のあり方などについて、市議会とも十分連携を図り、バス利用促進等に関する計画作りに取り組んでまいります。

次に、生活道路安全対策についてであります。
市民生活とかかわりの深い道路における維持補修及び防護柵、反射鏡、道路照明などの安全施設の設置については、土木常設員や関係者と連携を図る中で効果的かつ効率的に実施しているところがあります。

次に、沼隈町地区の街路灯などは、現在、1074灯設置しております。

維持管理については、経過措置として合併後3カ年間は、福山市において行う事となっており、その後は「町内会設置街路灯電気料金市負担要領」により対応してまいります。

次に、緊急箇所整備事業については、二〇〇三年度（平成15年度）から福山駅を中心に約2200ヘクタールの区域内を緊急性の高いと判断される箇所から取り組んでいるところであり、二〇〇四年度（平成16年度）末現在の進捗状況は、計画38kmの内、21kmが完了となっております。

引き続き、地元関係者と協議する中で、事業を推進して参ります。

次に、福山道路等の幹線道路網整備についてであります。

まず、福山西環状線の費用便益比につきましては、津之郷学区の事業説明会において、課題事項となっていたことから、その対応として、あらかじめ、回覧文書で概要を説明し、さらに詳細な説明を希望する方への対応として、個別説明会を開催したものです。

次に、現地調査につきましては、関係者個々の了解を得た範囲で実施しており、用地取得につきましては、設計協議が調った地区で行っていることから、これらの作業は概ね順調に進んでいる旨を、事業者から伺っております。

なお、未だ理解を得られていない方へは、引き続き、説明責任を果たすべく、事業説明会等は継続を実施する考えです。

次に、瀬戸町山北地区における地形測量等の現地調査につきましては、事業者において、意向調査の結果等から適切な時期と判断され、関係地権者個々に了解を得た範囲で、実施されたものです。

次に、大気質の改善につきましては、「備後地域郊外防止計画」に基づき、関係機関が連携して、都市圏全体の、浮遊粒子状物質の改善にとりくむ

こととしていますが、大気質は常に流動していることなどから、個々の施策について効果を数値で示す事は困難です。

ただし、2004年版の「福山の環境」を見ますと、浮遊粒子状物質の数値は、環境影響評価当時より低下し、近年の動向もほぼ横ばいとされていることから、都市圏全体では、一定の効果が現れているものと考えております。

次に、福山道路等の環境影響評価における、予測手法につきましては、省令に基づいて示された技術指針によって、適切に実施されているものと伺っております。

次に、費用便益比につきましては、現在は、通達に基づいて計算されており、改築費は用地費・保障費・工事費が対象とされ。工事費には道路建設費の他、一般的には騒音対策等の環境保全施設や、交通安全施設などの費用も、含まれるものと伺っております。

次に、鞆の埋立て架橋問題についてでございます。

鞆地区道路港湾整備事業は、鞆町の抱えるさまざまな課題を抜本的に解決できる重要な事業と考えており、大多数の鞆町住民の賛同のもと、広島県、国土交通省に事業推進を強く要望してきました。

公有水面埋立て法の免許申請については、これまで、同法4条第3項第1号の規定により、関係権利者の同意によって免許を受けていたものですが、この規定とともに、埋立てにより生ずる利益が損害を著しく上回る時、若しくは、収用適格事業の場合、という同法第4条第3項第2号若しくは第3号の規定もあり、その法解釈の照会に対し、国は、全員同意が無くとも一定の要件が満たされれば免許を行う事は可能であるとの回答を出され、あわせて地元の合意形成の努力を求められました。

こうした中で、本市としても、港湾計画を中心とした新しい鞆町のまちづくりについて住民とともに考える意見交換会を開催しているところです。この会においても、「国の新たな見解が示された」ことを説明いたしております。

歴史的な町並みの保存事業につきましては、代替となる道路を定めた上で、現道の都市計画決定を変更し、速やかに保存地区の指定を受け、国の補助により町並み保存事業を進めて参りたいと考えております。

また、空き家・空き地を車の離合場所とする事は、町並みの連続性が確保できず、将来の保存地区形成の支障となるため、適当な手段ではないと考えます。

また、下水道整備、あるいは電線類地中化につきましても、鞆地区の環境整備として重要な施策の一つとして考えておりますが、予定されている新たな剣道を迂回しないと工事施行は困難を極めると予想されます。

なお、消防・救急体制については、現在、鞆出張所、及び3箇所の分団器具庫を防災拠点として位置付け、消火栓・防火水槽などの消防水利については現状で不足はありません。

また、平地区の救急体制は、現在、鞆出張所にて対応しておりますが、埋立て架橋により、より円滑な救命救急が図れるものと考えております。

また、山側トンネル案は、通過交通対策には有効ですが、鞆町の地域内交通や来訪者の交通の抜本的な対策とはならず、本整備計画を推進すべきと考えます。

この道路港湾整備計画は、これまで、「鞆地区道路港湾計画検討委員会」をはじめ、様々な委員会において、有識者、住民代表などと議論を重ね、また、文化財等の調査結果も十分考慮した上で二度の見直しを行い、最終的に現在の計画に至ったものであります。

鞆のまちづくりの課題解決と町全体の活性化を図る事ができる、最も効果的で投資効果の高い最善の計画であると確信しております。

今後は、さらに、欠席された4団体も含め地元住民の各種団体を対象とした意見交歓会などを通じて合意形成を図り事業推進に取り組んでまいります。

つぎに、同和行政・同和教育行政についてであります。

本市の同和行政につきましても、今日なお残されている人権・同和問題の早期解決に向けて、「福山市同和行政基本方針」に基づき、「問題解決は行政の責務」との基本認識に立ち、創造性・主体性をもって、必要な施策の推進に努めているところであります。

実施機関の最終年度に当たる、2005年度（平成17年度）におきましても、所期の目的が達せられるよう、「基本方針」に基づいた諸施策の着実な推進に努めてまいります。

また、2006年度（平成18年度）以降の施策のあり方につきましても、「基本方針」に基づいた取り組み状況の検証や、「基本的な方針」を策定するなかで、人権施策を総合的に推進してまいります。

人権の尊重はすべて施策の基底をなすべきものであり、今後とも、全庁体制で取り組んでまいります。

なお、福山市人権交流センターにおける、部落解放同盟福山市協議会への事務所の使用許可につきましても、福山市人権交流センター条例及び福山市財産管理規則に基づき、使用許可しているものであります。

住宅資金貸付金や住宅家賃の滞納整理につきましては、引き続き、1989年度（平成元年度）制定の「住宅資金貸付償還金滞納整理要綱」等に基づき、実行が上がるよう取り組んでまいります。